

Q&A よくあるご質問



Q1　本社はうるま市外にありますが、うるま市内にある支店・工場に勤務する従業員は対象になりますか？

対象になります。本社の所在地に関わらず、実際に従業員が勤務されている事業所がうるま市内であればご申請いただけます。

Q2　パート、アルバイト、派遣社員、法人の役員（取締役）は対象になりますか？

本事業の目的は「企業の継続的成長と従業員の中長期定着」ですので、
対象事業所に「常勤」で勤務している従業員のみが対象となります。
パート・アルバイト：雇用契約上「常勤」に該当しない場合は対象外です。
派遣社員：雇用主が派遣元となるため、派遣先の事業者様からはご申請いただけません。
取締役・役員：原則として「従業員」ではなく「経営陣」となるため対象外です。

Q3　なぜ「雇用保険加入者（常勤）」が対象なのですか？

事業の目的が「従業員の中長期定着と企業の継続的成長」であることと、（公費を投入するうえで）「客観的な常勤確認」を行うためです。

Q4　資格を取得した従業員が、申請する前に退職していまいました。申請できますか？

ご申請いただけません。本支援金は申請日時点で対象の事業所に常勤で在籍している従業員が対象となります。

Q5　外国人従業員の場合は対象となりますか？

在留資格「**特定技能**」を有し、かつうるま市内の事業所に常勤で勤務している方に限られます。一過性のアルバイト等ではなく、事業所の核となって中長期的に活躍する常勤従業員の育成を応援する制度です。

Q6　具体的にどのような資格や研修が対象となりますか？

「事業を経営するうえで習得する必要があるもの」かつ「専門性のある資格・技能・研修」が幅広く対象となります。



Q&A よくあるご質問



Q7　セット研修（例：基礎研修と実践研修）でそれぞれ修了証が出される研修は、まとめて申請できますか？

まとめて申請はできません。修了証１枚につき（1つの修了）につき１回の対象となります。どちらか一方の修了証（受講料）を選択してご申請ください。

Q8　受験前の育成講座・対策講座等は対象となりますか？

対象外です。試験合格に向けた事前学習・受験対策の位置づけとなるため、テキスト代や受験対策費用と同様の扱いとなります。（受講・修了自体によって直接資格が授与される技能講習等の受講料とは取り扱いが異なります）

Q9　受講・修了することで直接資格が取得できる講習等は対象になりますか？

対象になります。Q8の講座等とは異なり、資格取得という結果を得るために直接不可欠な経費であるためです。

Q10　領収書の宛名が「従業員の個人名」になっています。会社が立て替え払い精算した場合は申請できますか？

事業者様が実際にその費用を負担（精算）したことを証明できれば**申請可能**です。
会社がその金額を従業員に支払ったことがわかる社内書類（立替金精算書の写し、従業員口座への振込受領書等）を併せて提出いただくことで、事業者が負担したものとして認めます。

Q11　テキスト代、振込手数料、試験会場への交通費・宿泊費は対象になりますか？

全て対象外です。対象となるのは純粋な「受験料」および「受講料（研修費）」の実費のみです。テキスト代（受講料等と明確に分けられている場合）、振込手数料、宿泊費や交通費などは対象外となります。

Q12　テキスト代が受講料に含まれていて分けられない場合はどうすればいいですか？

主催者の規定でテキスト代が受講料に内包されており、明確に区分できない場合は、その一括支払額を対象とすることができます。（領収書や内訳書でテキスト代が別枠で記載されている場合は、テキスト代部分を差し引いてご申請ください。）